

独立行政法人 北方領土問題対策協会（非特定）

所在地 東京都台東区北上野 1—9—12 住友不動産上野ビル

電話番号 03—3843—3630 郵便番号 110—0014

ホームページ <http://www.hoppou.go.jp/>

根拠法 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

主務府省 内閣府北方対策本部、大臣官房政策評価広報課（評価委員会庶務）、
水産庁漁政部水産経営課

設立年月日 平成 15 年 10 月 1 日

沿革 昭 32.9 南方同胞援護会（北方部分）・昭 36.12 北方協会→昭 44.10 北方領土問題対策協会 → 平 15.10 独立行政法人北方領土問題対策協会

目的 北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第二条第四項に規定する交流等事業（同項第一項に掲げるものに限る）並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。

業務の範囲 1. 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2. 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）第 2 条第 4 項に規定する交流等事業（同項第 1 号に掲げるものに限る。）を実施すること。3. 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。4. 昭和 20 年 8 月 15 日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必

要な援護を行うこと。5. 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。6. 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する業務（貸付業務）を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 256百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位:百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成25~29年度)	平成25年度予算
収 入	運営費交付金	5,100	1,236
	施設整備費補助金	54	54
	貸付事業費補助金	848	154
	貸付金利息収入	297	59
	事業外収入	5	1
	受託収入	355	71
	計	6,658	1,574
支 出	北方対策事業費	4,269	1,084
	一般管理費	207	43
	施設整備費	54	54
	人件費	1,180	204
	受託業務費	355	71
	貸付業務関係経費	593	119
	計	6,658	1,574

<短期借入金の限度額> (一般業務勘定) 50百万円

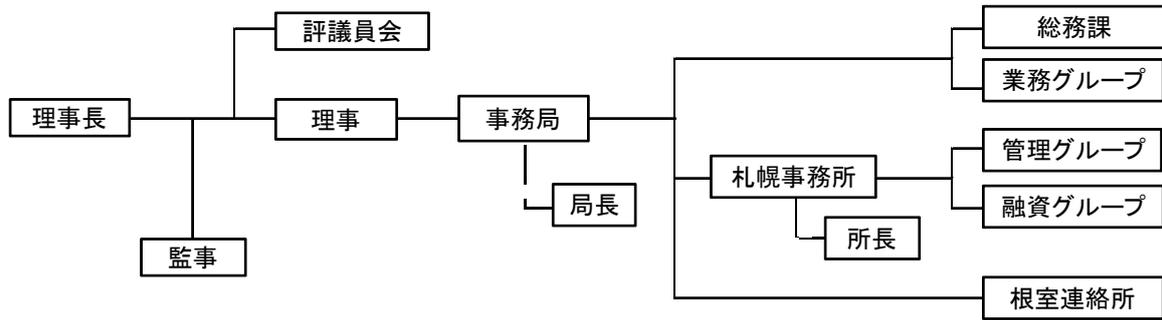
(貸付業務勘定) 1,400百万円

組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期4年) 荒川 研 (理事・定数6人・任期2年) 荒木 潤一郎、(非常勤) 鈴木 和也、(非常勤) 赤坂 寅夫、(非常勤) 渡邊 修介、(非常勤) 水越 ゆかり、(非常勤) 山谷 吉宏 (監事・定数2人・任期2年) (非常勤) 野崎 耕一郎、(非常勤) 高橋 教一

<職員数> 31人 (常勤17人、非常勤14人)

<組織図>



中期目標

1. 中期目標の期間

協会の中期目標の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 29 年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成 24 年度）に対して、7%削減する。

業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する傭船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図る。

人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月）を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き、一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを行うものとする。

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）国民世論の啓発

北方領土問題に関する正確な認識に基づく一致した国民世論の形成とその一層の高揚・持続を図るため、今後は以下の取組を行うことにより効率的・効果的に啓発事業を進めていくものとし、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。

① 北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等において適切になされるよう引き続き、全都道府県に働きかけるものとする。これらの活動の水準は 100 回以上を維持する。また、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討するものとする。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施状況、これらの事業への国民の参加状況や、実施事業の啓発効果について前中期目標期間に検討した新たな指標も活用して把握するとともに、北方領土問題に関する国民世論が全体としてどの程度形成されているかも含め、これらの結果を活用して、複数の視点から多角的に国民の関心度を測定・分析した上で、啓発事業の改善に資するものとする。

また、保有する北方領土返還運動のための啓発施設について、保有目的に照らして更なる有効活用を図る。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題に関する研修会の開催等を行う。なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進、支援することなどによって、返還要求運動への継続的な参加について工夫するものとする。

また、北方領土問題教育者会議の設置について引き続き全都道府県に働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックする。

研修会の開催等による効果や、同会議による成果の測定に当たっては、前中期目標期間に検討した指標の活用も図っていくものとする。

③ 北方領土問題にふれる機会の提供

北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、ICT や民間企業のノウハウを活用し、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫に努める。

(2) 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組みの下での北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を実施するとともに、関係機関・関係団体とも連携を取りながら、その充実及び改善を図る。

なお、政府から、次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

(3) 北方領土問題等に関する調査研究

調査研究については、その活用状況を把握する等、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。その上で、返還要求運動や協会が関わるその他の啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、次回調査研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。

(4) 元島民等の援護

元島民等は、北方領土問題が未解決のため特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしていることに鑑みて、以下の事業を行う。

① 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援する。

② 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援する。

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

旧漁業権者法に基づき、融資事業を実施する。その際、法の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等に鑑み、これらの者の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金の低利融資を行う。

融資資格の承継については、法の趣旨に照らして引き続き的確な審査を実施するとともに、事業結果の把握・分析・検証を行うことによって、融資メニューの見直しについて検討するものとする。

また、以下の措置を継続して実施する。

・ 法人資金の貸付を停止すること。

- ・生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持すること。

4. 財務内容の改善に関する事項

「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で有効かつ効率的な業務運営を行うこと。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。

5. その他業務運営に関する重要事項

- (1) 業務の重要度と優先順位を踏まえ、職員の適正な配置を行うことにより、業務の効率化を図る。
また、事業の円滑な実施のため、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルも考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。
- (2) 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。

貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額		
資 産 の 部			
I 流 動 資 産			
現 金 及 び 預 金		1,857,715,949	
貸 付 金	4,476,890,071		
貸 倒 引 当 金	△ 27,314,854	4,449,575,217	
未 収 金		10,313,825	
未 前 払 費 用		2,737,910	
未 収 収 益		8,368,518	
流 動 資 産 合 計			6,328,711,419
II 固 定 資 産			
1 有 形 固 定 資 産			
建 物	327,654,985		
建物減価償却累計額	△ 73,284,772	254,370,213	
構 築 物	70,150,282		
構築物減価償却累計額	△ 7,007,785	63,142,497	
車 両 運 搬 具	18,679,310		
車両運搬具減価償却累計額	△ 17,341,498	1,337,812	
工 具 器 具 備 品	151,478,254		
工具器具備品減価償却累計額	△ 70,371,660	81,106,594	
有 形 固 定 資 産 合 計		399,957,116	
2 無 形 固 定 資 産			
ソ フ ト ウ ェ ア		10,295,535	
電 話 加 入 権		182,000	
無 形 固 定 資 産 合 計		10,477,535	
3 投 資 そ の 他 の 資 産			
破 産 更 生 債 権 等			
破 産 更 生 債 権 等	88,245,484		
貸 倒 引 当 金	△ 58,493,955	29,751,529	
敷 金 ・ 保 証 金		25,205,920	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		54,957,449	
固 定 資 産 合 計			465,392,100
資 産 合 計			6,794,103,519

(単位:円)

科 目	金 額		
負債の部			
I 流動負債			
預り補助金等		31,053,919	
一年内返済予定長期借入金		1,054,900,000	
未払金		172,683,063	
未払費用		14,394,425	
未払法人税等		90,000	
未払消費税等		828,100	
預り金		2,729,329	
前受収益		400,617	
短期リース債務		7,226,457	
流動負債合計			1,284,305,910
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	115,628,964		
資産見返補助金等	5,982,568	121,611,532	
資産除去債務		4,255,325	
長期借入金		2,866,300,000	
長期リース債務		19,670,929	
固定負債合計			3,011,837,786
負債合計			4,296,143,696
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金		256,069,521	
資本金合計			256,069,521
II 資本剰余金			
基金		1,000,000,000	
資本剰余金		114,305,765	
損益外減価償却累計額		△ 86,280,176	
損益外利息費用累計額		△ 813,047	
資本剰余金合計			1,027,212,542
III 利益剰余金			
純資産合計			1,214,677,760
負債純資産合計			2,497,959,823
			6,794,103,519

損 益 計 算 書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額		
経常費用			
北方対策業務費			
啓発支援費	490,900,203		
人件費	41,035,641		
水道光熱費	909,258		
旅費交通費	82,196,458		
消耗品費	14,008,962		
諸謝金	18,693,350		
通信費	3,664,649		
運搬費	2,420,221		
図書印刷費	9,798,306		
賃借料	13,026,602		
会議費	8,865,742		
保険料	1,279,111		
租税公課	145,650		
船舶使用料	95,171,229		
外部委託費	175,738,500		
修繕費	368,550		
その他業務経費	55,671,606	1,013,894,038	
受託業務費			
代理店委託経費	22,403,918		
船舶使用料	31,824,397		
旅費交通費	2,521,510		
その他受託業務費	13,669,681	70,419,506	
貸付業務費			
外部委託費	9,670,568		
旅費交通費	3,989,545		
消耗品費	697,850		
通信費	2,249,468		
運搬費	67,340		
図書印刷費	1,992,240		
賃借料	1,131,822		
租税公課	74,100		
貸倒引当金繰入	15,628,583		
その他業務経費	3,279,480	38,780,996	
一般管理費			
役員報酬	31,739,124		
給与、賞与及び諸手当	117,086,622		
その他人件費	11,615,860		
法定福利費	22,682,943		
退職手当	2,340,000		
旅費交通費	2,927,370		
賃借料	23,412,007		
会議費	161,962		
水道光熱費	786,625		
消耗品費	124,477		
諸謝金	170,900		
通信費	22,200		
租税公課	203,100		
保険料	30,175		
図書印刷費	756,372		
その他管理経費	9,725,391		
減価償却費	40,946,681	264,731,809	
財務費用			
支払利息		63,961,636	
経常費用合計			1,451,787,985
経常収益			
運営費交付金収益		1,666,094,129	
政府受託収入		71,020,929	
補助金等収益		132,803,876	
貸付金利息		56,128,152	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	30,569,322		
資産見返補助金等戻入	3,178,781	33,748,103	
財務収益			
受取利息	439,676	439,676	
償却債権取立益		60,000	
雑益		1,454,500	
経常収益合計			1,961,749,365
経常利益(△損失)			509,961,380
臨時損失			
固定資産除却損		2,006,469	
臨時損失合計			2,006,469
当期純利益			507,954,911
当期総利益			507,954,911

